

2026 年 10 月 19 日 全 6 頁

進展する株主提案制度改革

300 個要件の廃止に加え、提案内容の制限も再び検討対象に

政策調査部 主席研究員 鈴木 裕

[要約]

- 法制審議会では、会社法の株主提案権について、株式保有要件、提案期限、提案できる内容などの見直しが検討されてきた。中間試案では、300 個要件の廃止または引上げと、株主提案の行使期限の見直し案が示された一方、業務執行事項に関する提案内容の制限は盛り込まれなかった。
- しかし、中間試案後の検討では方向性に変化が見られる。300 個要件については、個数を引上げる案がなくなり、廃止案を中心に検討が進められている。一方、提案期限については現行制度を維持する方向となった。さらに、中間試案に盛り込まれなかった業務執行事項に関する提案内容の制限が再び検討対象となっている。
- 300 個要件の廃止は個人株主等による株主提案を難しくする一方、一定規模の株式を取得するアクティビスト・ファンドによる提案を抑制する効果は限定的と考えられる。今回の見直しで注目されるのは、定款変更の形式を用いた業務執行事項に関する株主提案を、どこまで制限するかという問題であろう。
- こうした検討の背景には、経団連や関経連、自民党のプロジェクトチームなどから制度見直しを求める意見が相次いで出されたこともあると考えられる。ただし、これを単純に経営者側に有利な制度改革と捉えるべきではない。株主提案制度の利用に伴うコストは、最終的には他の株主にも及ぶからである。

1. 法制審議会における検討の推移

現行の会社法では、原則として総株主の議決権の 1%以上、または 300 個以上の議決権を 6 カ月前から保有する株主に株主提案権が認められている（以下、300 個要件）。株主提案権は 1981 年の商法改正で導入された制度であるが、その後の株式市場をめぐる環境変化によって、制度創設当時とは様相が大きく変わっている。特に問題とされてきたのが 300 個要件である。現在、上場会社の売買単位は原則 100 株に統一されているほか、最低投資金額の引下げを目的とした株式分割も相次いでいる。このため、300 個の議決権を取得するために必要な投資金額は低下しており、株主提案権を以前よりも低コストで取得できるようになっている。

こうした状況を背景に、法務省 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会（以下、会社法制部会）では、株主提案権の見直しが検討されてきた。2026 年 3 月 18 日に取りまとめられた「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下、中間試案）では、株主提案権について二つの点で改正案が示された。一つは 300 個要件の見直しであり、もう一つは株主提案の提案期限の見直しである。

300 個要件についてはこれを廃止する【A 案】と「300 個」という議決権数を 500 個、1,000 個、1,500 個など一定の個数まで引上げる【B 案】が提案されていた。つまり、中間試案の段階では 300 個要件をそのまま維持するのではなく、廃止するか、必要な議決権数を引上げることが検討されていた。

株主提案の提案期限について、中間試案では、現行の「株主総会の日 8 週間前まで」を 10 週間程度前までに前倒しする案、会社が株主総会の日を早期に通知した場合に 3 カ月前までとする案、現行制度を維持する案が提示されていた。

これとは別に、会社法制部会での検討過程では株主が提案できる内容について制限を設けることも議論されていた。具体的には、本来、取締役会や経営陣が判断すべき業務執行事項について、定款変更という形式を利用して株主提案を行うことを制限するという問題である。しかし、この考え方は中間試案には盛り込まれなかった。

ところが、中間試案後に検討の方向性が変わってきた。

7 月 22 日の会社法制部会〔「部会資料 14 会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（2）」（2026 年 7 月 22 日）〕（以下、部会資料 14）では、株式保有要件について、中間試案【B 案】の 300 個という個数を引上げる案が示されなくなり、300 個要件を廃止する案が検討の中心となった（p. 29）。一方、提案期限については、見直さない方向が示された。中間試案では複数案が提示されていたが、部会資料 14 では現行の「株主総会の日 8 週間前まで」という期限を維持することとなっている（p. 34）。これまで検討されていた提案期限の前倒しは、現在の中心的な改正課題から外れたとみてよさそうだ。

一方、いったん中間試案への掲載が見送られた提案内容の制限が復活している。9 月 30 日の会社法制部会〔「部会資料 16 会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する要綱案の

取りまとめに向けた補足的な検討」(2026年9月30日)) (以下、部会資料16) では具体的な二つの案が提示されている (pp. 16-17)。したがって、現在の法制審議会における株主提案権の見直しは、①300 個要件の廃止と、②業務執行事項に関する提案内容の制限という二つが中心的な検討課題になっているといえるだろう。

2. 現在の改正検討

(1) 300 個要件の廃止を軸に検討

中間試案では、前述の通り、300 個要件を廃止する案と、必要な議決権数を引上げる案が示されていた。その後の検討では、引上げ案は示されなくなり、300 個要件を廃止する案が検討の中心になっている。300 個要件が廃止されれば、原則として総株主の議決権の1%以上という割合要件を満たさなければ株主提案権を行使できなくなる。これは現在 300 個要件を利用して個人株主等にとって相当大きな変更となる。時価総額の大きな上場会社で 1%の株式を取得するには多額の資金が必要となる。したがって、300 個要件を廃止すれば、個人株主が単独で株主提案を行うことはかなり困難になると考えられる。

図表 1 株主提案の個数要件に関する検討

中間試案 (2026 年 3 月 18 日)

株主提案権の行使要件のうち、議決権 300 個要件の見直し (下記の案のいずれかとする)

【A 案】議決権数の要件を廃止する。これにより、原則として議決権保有割合の要件によることとなる。

【B 案】議決権数の要件を 300 個から引上げる



部会資料 14 (2026 年 7 月 22 日)

議決権数の要件 (300 個以上の議決権) を廃止するものとする

(出所) 法務省法制審議会会社法制 (株式・株主総会等関係) 部会「会社法制 (株式・株主総会等関係) の見直しに関する中間試案」(2026 年 3 月 18 日) p. 24 および「部会資料 14 会社法制 (株式・株主総会等関係) の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討 (2)」(2026 年 7 月 22 日) p. 29 をもとに大和総研作成

もともと、株主提案が難しくなるからといって、株主が会社に対して意見を表明できなくなるわけではない。会社法制部会においても、「インターネットや SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等の普及により、株主提案を共同で行いやすい環境になっているとも考えられ、議決権数の要件を廃止したとしても、株主提案を過度に制限することにはならないとの考え方もある」と指摘されている (部会資料 14 p. 31)。

株主提案制度が法制化された 1981 年当時と現在では、株主が自らの考えを投資先の会社や他の株主に伝えるための環境は大きく変化している。現在では、電子メールや会社のウェブサイトなどを通じて会社に意見を伝えることができる。SNS を利用して自らの意見を発信し、他の株主に賛同を呼び掛けることも容易になっている。株主の意思を経営に伝える手段として、会社法上の株主提案制度を利用する必要性は、制度創設時に比べて相対的に低下していると考え

られる。

また、300 個要件の廃止が近年活発になっているアクティビスト・ファンドによる株主提案を抑制するかについても注意が必要だ。アクティビスト・ファンドの多くはある程度の規模の株式を取得したうえで投資先の会社への働き掛けを行う。このため、300 個という絶対数基準を廃止して、原則として 1%という割合要件によることとしても、相当数の株式を取得するアクティビスト・ファンドにとって、株主提案権行使の決定的な障害になるとは考えにくい。したがって、300 個要件を廃止しても、アクティビスト・ファンドによる株主提案を抑制する効果は限定的となる可能性がある。

(2) 再び検討される提案内容の制限

そこで、より注目されるのが株主提案の内容を制限する改正提案だ。日本の株主提案制度の特徴の一つは、株主が提案できる範囲が比較的広いことだ。業務執行に関する内容であっても、定款変更という形式をとることによって株主提案が可能であり、その議案が可決されて定款に定められれば、その後の経営判断を拘束することにもなり得る。

図表 2 株主提案の内容制限に関する検討

中間試案のたたき台（2026 年 2 月 25 日）

業務執行事項に係る定款の変更議案の制限については、機動的かつ柔軟な経営判断が困難となり、ひいては株主の利益を害することにもなるなどの理由から、これを支持する意見が複数あったが、何が業務執行事項に当たるかは明確ではなく、また、実効性を確保することは困難であることから反対する意見が多数あったため、この点については取り上げないこととしている。



部会資料 14（2026 年 7 月 22 日）

定款変更の形式をとった一定の業務執行事項に関する株主提案を制限するとともに、その提案を拒絶した場合には、拒絶した旨を株主総会参考書類に記載する案を検討。



部会資料 16（2026 年 9 月 30 日）

【A 案】上場会社は、業務執行に関する定款変更議案が取締役等の裁量を拘束し、株主の共同の利益を害するおそれが大きいものとして法務省令で定める事項についてのものであるときは、株主総会において取り上げないことができる。当該株主総会の参考書類にその理由を記載する。

法務省令では、①将来にわたり取引の相手方、条件または内容を拘束する事項、②特定の取引の相手方、条件又は内容を拘束する事項及び③使用人に関する事項（使用人の賃金その他の労働条件及び労働環境の設計等）に限定して列挙することを想定している。

【B 案】上場会社（取締役の過半数が社外取締役であるものに限る。）は、株主が提出する定款変更議案が、業務執行の決定を取締役等に委任している事項であるときは、株主総会において取り上げないことができる。当該株主総会の参考書類にその理由を記載する。

（出所）法務省法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会「部会資料 11 会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案のたたき台」（2026 年 2 月 25 日）p. 48、同「部会資料 14 会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（2）」（2026 年 7 月 22 日）pp. 35-41 および同「部会資料 16 会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた補充的な検討」（2026 年 9 月 30 日）pp. 16-23 をもとに大和総研作成

会社法制部会からは、この点について、二つの改正案が示されている。【A 案】は、将来の取引の相手方、取引条件、取引内容や使用人に関する事項など、株主総会で決めることによって株主の共同の利益を害するおそれが大いと考えられる業務執行事項をあらかじめ限定し、それに該当する株主提案を総会で取り上げないことを可能にする方法である。これに対して【B 案】は、それぞれの会社における実際の権限分配に着目する。取締役会が業務執行の決定を取締役等に委任している事項について、株主提案を制限する考え方である。

両案の違いをおおまかに整理すれば、【A 案】は、法務省令によって制限対象を限定列挙する考え方であり、【B 案】は、各社における実際の業務執行上の権限分配に応じて制限対象を画する考え方である。もっとも、どちらの案にも難しい問題がある。【A 案】については、どこまでの業務執行事項を制限対象として列挙するかが問題になる。部会資料 16 でも、新規事業への参入や不採算事業の縮小・撤退等が制限対象に含まれるかは「必ずしも明らかとはいえず、対象範囲の不明確さを完全に排除することは困難」と指摘されている（p. 19）。一方、【B 案】は実際に取締役等への委任を決定した事項を対象とするため、【A 案】に比べて「相対的には」「範囲の外縁が明確であるとも考えられる」とされる（p. 22）。もっとも、どの事項が取締役等に委任されているかを株主が把握することは必ずしも容易ではない。【B 案】についても「不明確さを完全に排除することは困難」（p. 22）とされている。

今後は、そもそも何を「業務執行事項」と捉えるか、それをどの程度株主提案から除外すべきなのかが検討課題となろう。

3. 株主提案権の制限と株主共同の利益

会社法制部会における検討の方向性が変化した背景には、産業界や与党から制度見直しを求める意見が相次いだこともあるように思える。経団連は 2026 年 5 月に公表した中間試案への意見で、300 個要件を廃止する案に賛成し、個数要件を上げる案には反対している。また、業務執行事項に係る定款変更議案の提出についても制限を求めている。関経連も 300 個要件の廃止や業務執行事項の除外を求めてきた。さらに、自民党の司法制度調査会「成長志向型コーポレートガバナンスプロジェクトチーム」は 2026 年 7 月の提言で、300 個要件の廃止と 1% 要件への一本化や代替要件の検討、定款変更という形式を利用した業務執行事項に関する株主提案の制限を求めている。こうした意見と、その後の会社法制部会における検討内容には、方向性が共通する部分がみられる。ただし、経営者側の利益のみを目的とした会社法改正に向かっていくとみるべきではないだろう。

株主提案を株主総会に付議する場合、会社は提案の適法性や内容を検討し、株主総会参考書類に掲載するとともに、取締役会としての意見を作成するなどの対応を行わなければならない。そのコストを直接負担するのは会社であるが、最終的には株主全体の負担となる。他の株主から支持を得る可能性が著しく低い提案についても、会社には同様の対応が必要となる。可決が見込めそうにない株主提案に対処するために会社が負担しているコストを削減できれば、他の

株主にとっても利益となろう。

図表 3 株主提案制度の見直しに関する経済団体・自民党プロジェクトチームの主な意見

自民党プロジェクトチーム	▶ 300 個要件は廃止し、1%の割合要件へ一本化することや、代替要件を設定することを含めて検討すべき ▶ 定款変更の形式を濫用するような業務執行事項に関する株主提案の制限を検討すべき ・ 株主提案を制限する業務執行事項を限定することなどでバランスを確保すべき
経団連	▶ 株主提案権の議決権数の要件（300 個以上の議決権）を廃止する案に賛成 ▶ 業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出を制限すべき
関経連	▶ 300 個要件は、近年の株式分割等による投資単位の引下げを躊躇する要因となり得るものであり、廃止すべき ▶ 株主提案権及び臨時株主総会招集請求権の対象範囲から業務執行事項を除外すべき

（出所）自由民主党 司法制度調査会成長志向型コーポレートガバナンスプロジェクトチーム「[企業価値を伸ばし続けるガバナンス改革への提言](#)」（2026 年 7 月 29 日）、一般社団法人 日本経済団体連合会「[会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案に対する意見](#)」（2026 年 5 月 19 日）および公益社団法人 関西経済連合会「[会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案に対する意見](#)」（2026 年 5 月 19 日）をもとに大和総研作成

もちろん、賛成率が低い株主提案であっても、その後の会社経営にとって重要な問題提起となる場合はあるだろう。しかし、現在では、会社との対話に加え、SNS 等を利用して他の株主に賛同を呼び掛けることも可能である。株主の意思を会社や他の株主に伝える手段が多様化していることを踏まえれば、個人株主等による株主提案を難しくするという問題はあるものの、300 個要件を廃止することには一定の合理性があると考えられる。

業務執行事項に係る提案内容の制限についても同様である。具体的な業務執行方針が定款に定められた場合、その変更または廃止には、改めて株主総会の特別決議が必要となる。部会資料 16 も、それまでの間「機動的な対応が妨げられる」と指摘している（p.18）。経営環境が大きく変化する中で、具体的な業務執行まで株主総会決議によって固定されれば、事業環境の変化に応じた迅速な対応が困難となり、結果として企業価値を損なうことも考えられよう。

株主が経営を規律付けるための有力な手段を残しつつ、株主総会決議によって経営の機動性が過度に損なわれることを避ける必要がある。その線引きをどこに置くかが、今後の会社法制部会における株主提案権の議論の焦点となろう。